

宇部市水道局指定給水装置工事事業者に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十九号

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	指定給水装置工事事業者の指定等（第三条―第九条）
第三章	給水装置工事主任技術者（第十条・第十一条）
第四章	指定給水装置工事事業者の責務（第十二条―第十八条）
第五章	雑則（第十九条―第二十二条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号。以下「条例」という。）第七条第一項に規定する水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）をいう。
  - 二 政令 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）をいう。
  - 三 施行規則 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）をいう。
  - 四 管理者 水道事業管理者をいう。
  - 五 給水装置 需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
  - 六 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第十三条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
  - 七 主任技術者 法第二十五条の四第一項の給水装置工事主任技術者をいう。
- 第二章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第三条 条例第七条第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 条例第七条第一項の規定により指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第一による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称（法人にあつては、その代表者及び役員の名）及び住所
- 二 宇部市水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十号）に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第十一条第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されること

となる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

一 次条第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

4 前項第一号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第二によるものとする。

(指定の基準)

第四条 管理者は、前条第一項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、第十一条第一項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 次に定める機械器具を有する者であること。

イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ やすり、パイプねじり切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

ニ 水圧テストポンプ

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 第七条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるものの

(指定工事業者証の交付等)

第五条 管理者は、第三条第一項の規定による指定（以下「業者指定」という。）を行つたときは、速やかに、指定工事業者に水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第七条の規定により業者指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納しなければならない。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第八条の規定により業者指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、管理者に再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第五条の二 第三条第一項の指定は、五年間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前三条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第一項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で新たな指定工事業者証を交付するものとする。

(変更等の届出)

第六条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を管理者に届け出なければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名）及び住所

三 法人にあつては、役員 の氏名

四 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から三十日以内に施行規則に定められた様式第十による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二 前項第三号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第二による第四条第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

3 第一項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から十日以内に、施行規則に定められた様式第十一による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第七条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、業者指定を取り消すことができる。

一 不正の手段により業者指定を受けたとき。

二 第四条各号に適合しなくなったとき。

三 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十一条各項の規定に違反したとき。

五 第十三条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水

装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

六 第十七条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

七 第十八条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

八 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第八条 管理者は、指定工事業業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業業者に考慮すべき特別の事情があると認めるときは、業者指定の取消しに替えて、六箇月を超えない期間を定め、業者指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第九条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示する。

一 第三条の規定により指定工事業業者を指定したとき。

二 第五条の二第四項において準用する第三条の規定により指定工事業業者の指定を更にしたとき。

三 第六条の規定により指定工事業業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

四 第七条又は前条の規定により業者指定の取消し又は停止をしたとき。

第三章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第十条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第六条に定める基準に適合していることの確認

四 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる事項について連絡又は調整を行うこと。

イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認

ロ 第十三条第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件

ハ 給水装置工事の完了

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第十一条 指定工事業業者は、業者指定を受けた日から十四日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

2 指定工事業業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から十四日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、施行規則に定められた様式第三による届出書によるものとする。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

#### 第四章 指定給水装置工事業者の責務

(指定工事業者の責務)

第十二条 指定工事業者は、法、政令、施行規則、条例、宇部市水道条例施行規程（令和四年水道事業管理規程第四十六号。以下「施行規程」という。）、給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程（令和四年水道事業管理規程第四十八号）及びこの規程並びにこれらの規程に基づく管理者の指示に従わなければならない。

2 指定工事業者は、常に水道局と連絡を密にし、その業務が公共の福祉と密接な関係にあることを自覚し、配水管又は給水装置の破損、損傷等の修理その他の工事で緊急を要する場合において管理者の要請があったときは、これに協力しなければならない。

(事業の運営に関する基準)

第十三条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

一 給水装置工事ごとに第十一条第一項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第十条第一項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう給水装置工事に関し技能を有する者で、適切な資機材、工法及び地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができるものであり、かつ、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有しているものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

三 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するようにすること。

四 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。  
イ 政令第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六 施行した給水装置工事ごとに、第一号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 主任技術者の氏名

ホ しゅん工図

へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 第十条第一項第三号の確認の方法及びその結果

(給水装置工事に関し技能を有する者)

第十四条 前条第二号に規定する技能を有する者とは、次に掲げるとする。

一 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条に規定する配管技能士

三 職業能力開発促進法第二十四条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

四 財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定の合格者

五 その他、前四号と同等の技能を有すると管理者が認める者

(設計審査)

第十五条 指定工事業者は、施行規程第六条の規定により設計審査の申請をするときは、設計審査に係る申請書に設計図を添付しなければならない。

(工事しゅん工検査)

第十六条 指定工事業者は、施行規程第七条の規定によりしゅん工検査を申請するときは、給水装置工事の完了後、速やかに、申請しなければならない。

2 指定工事業者は、前項の検査の結果、管理者から当該工事の手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第十七条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第十七条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第十三条第一号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めるところができる。

(報告又は資料の提出)

第十八条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めるところができる。

## 第五章 雑則

(諮問機関)

第十九条 管理者は、次に掲げる事項に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

一 第七条の規定による業者指定の取消し

二 第八条の規定による業者指定の停止

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

(講習会)

第二十条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実

施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(指定工事業者の連絡機関)

第二十一条 指定工事業者が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく協同組合を設立し、管理者の承認を受けたときは、当該組合を組合員である指定工事業者の業務についての連絡機関とすることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 組合員及び組合役員の名簿

四 その他管理者が必要と認める書類

3 前項に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(委任)

第二十二条 この規程に定めるもののほか、指定工事業者に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(指定給水装置工事業者に関する規程の廃止)

2 宇部市上下水道局指定給水装置工事業者に関する規程（平成二十六年管理規程第三十九号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に宇部市上下水道局指定給水装置工事業者に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。